

# 市職員の任免、給与、勤務条件などの状況

「昭島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免(採用・退職)、給与、勤務条件などの概要をお知らせします。 (4～6ページ)  
 ☆詳しくは、職員課へ。

## (7) 職員の手当

▼期末・勤労手当、退職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 (3年4月1日現在)

区 分		昭 島 市		東 京 都		国		
期 末 勤 労 手 当	支給割合 (単位:月分)	6月期	1.25 (0.70)	1.025 (0.50)	1.25 (0.70)	1.025 (0.50)	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)
		12月期	1.25 (0.70)	1.025 (0.50)	1.25 (0.70)	1.025 (0.50)	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)
		計	4.55 (2.40)		4.55 (2.40)		4.45 (2.35)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置		役職加算 3～20%		役職加算 3～20% 管理職加算 15～25%		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
退 職 手 当	支給率 (単位:月分)	普通	23.00	23.00	23.00	23.00	19.6695	24.586875
		勤続20年	23.00	23.00	23.00	23.00	19.6695	24.586875
		勤続25年	30.50	30.50	30.50	30.50	28.0395	33.27075
		勤続35年	43.00	43.00	43.00	43.00	39.7575	47.709
		最高限度	43.00	43.00	43.00	43.00	47.709	47.709
定年前早期退職特例措置		2～20%加算		2～20%加算		2～45%加算		
扶 養 手 当	子	9000円 (16～22歳は4000円加算)		9000円 (16～22歳は4000円加算)		1万円 (16～22歳は5000円加算)		
	子以外の扶養親族	6000円		6000円		6500円		
住 居 手 当		35歳未満(4年3月31日現在)で、家賃を月額1万5000円以上支払っている世帯主等(管理職を除く) 1万5000円		35歳未満(4年3月31日現在)で、家賃を月額1万5000円以上支払っている世帯主等(管理職を除く) 1万5000円		賃貸住宅支給限度額 2万8000円		
通 勤 手 当	交通機関利用者	原則6か月定期券額を支給		原則6か月定期券額を支給		原則6か月定期券額を支給		
	交通用具(自転車など)使用者	通勤距離に応じて1か月ごとに支給		通勤距離に応じて原則6か月分を一括支給		通勤距離に応じて1か月ごとに支給		

※期末・勤労手当の( )内は、再任用職員(定年などで退職し、知識や経験の活用を目的に任用された職員)への支給割合です。

▼地域手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当(2年度普通会計決算)

地域手当	支 給 率	給料、扶養手当、管理職手当の合計の15%	特 殊 勤 務 手 当	手 当 の 種 類	感染症防疫作業従事手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当、災害出勤時手当
平均支給年額		55万9792円		支 給 総 額	
時間外勤務手当	平均支給年額	1億3316万6000円	平均支給年額	65円	

## (8) 特別職の給料・報酬

(3年4月1日現在)

区 分	月 額
市 長	給料 100万円
副 市 長	給料 88万円
教 育 長	給料 81万円
議 長	報酬 61万円
副 議 長	報酬 55万円
常 任 委 員 長	報酬 54万円
議会運営委員長	報酬 54万円
議 員	報酬 53万円

## (9) 部門別職員数

部 門	区 分	職 員 数		増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		3年4月	2年4月			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	8	8	0	過員解消による減
		総 務	156	157	△1	
		税 務	48	48	0	
		民 生	118	116	2	
		衛 生	62	57	5	
		農 水	3	3	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	51	56	△5	
		計	451	450	1	
		教育部門	100	102	△2	
公営企業などの会計部門	水 道	26	25	1	技術職の配置による増	
	下 水 道	11	12	△1	技術職の配置変更による減	
	そ の 他	51	51	0		
	小 計 B	88	88	0		
合 計 A+B		639	640	△1		
( )内は条例定数の合計		(991)	(991)	(0)		

※特別職を除きます。  
 ※派遣職員を除くため、職層・職種別職員数とは数値が異なります。

## 職員の勤務時間、その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間・休憩時間 (3年4月1日現在)

一週間の正規の勤務時間	38時間45分
開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間(無給)	正午から1時間

※職場により、上記勤務体制と異なる場合がありますが、勤務時間は原則週38時間45分で割り振りをしています。

(2) 年次有給休暇の取得(2年中)

職員1人当たりの平均取得日数	12.9日
取 得 率	35.5%

## 職員の採用・退職、職員数

いずれも、特別職(市長や議員など)を除きます。また、派遣職員を含みます。

(1) 任免(令和2年度)

▼職種別採用者数

区 分	男	女	計
一般事務	15	18	33
一般技術	5	1	6
栄 養 士	0	3	3
社会福祉士	0	1	1
合 計	20	23	43

▼職層・職種別退職者数

区 分	男	女	計
部 長 級	3	0	3
課 長 級	3	1	4
係 長 級	6	2	8
一般事務	5	2	7
一般技術	2	0	2
保 育 士	0	1	1
栄 養 士	0	2	2
保 健 師	0	1	1
看 護 師	0	0	0
介護福祉士	0	0	0
社会福祉士	0	0	0
一般業務	4	1	5
合 計	23	10	33

(2) 職層・職種別職員数

(令和3年4月1日現在)

区 分	男	女	計
部 長 級	14	3	17
課 長 級	43	14	57
係 長 級	88	53	141
一般事務	164	133	297
一般技術	39	3	42
保 育 士	0	22	22
栄 養 士	0	5	5
保 健 師	0	18	18
看 護 師	0	1	1
介護福祉士	0	3	3
社会福祉士	0	1	1
一般業務	37	1	38
合 計	385	257	642

## 職員の人事評価

再任用職員を含む全職員を対象に、人事評価を実施しました(評価期間:令和2年4月1日～3年3月31日)。結果は、3年度の昇給と勤労手当に反映しました。

## 人件費、職員の給与

職員の給与などは、市議会の議決によって定められる条例や、規則などで決められています。

(1) 人件費(2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(2年1月1日現在)	11万3397人
歳出額A	547億66万5000円
実質収支(普通会計決算での歳入と歳出の実質的な差額=黒字額)	15億7929万7000円
人件費B	60億6450万3000円
人件費率B/A	11.1% (参考:元年度は11.7%)

※特別会計と企業会計に従事する職員を除きます。  
 ※人件費には、一般職の給与、市長や議員などの特別職の給料・報酬・手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担)などを含みます。  
 ※普通会計とは、各地方公共団体で異なる会計を、相互比較などが可能となるよう国の基準により整理したものです。

(2) 職員給与費(2年度普通会計決算)

職員数(2年4月1日現在)A	552人
給与費	
給料(基本給)	20億3141万6000円
職員手当	5億8845万2000円
期末・勤労手当(ボーナス)	8億9459万3000円
合計B	35億1446万1000円
平均給与費B/A	636万7000円

※特別会計と企業会計に従事する職員、特別職を除きます。  
 ※職員手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当の合計です。

(3) 職員の初任給(給料のみの額/3年4月1日現在)

区 分	昭 島 市	東 京 都	国
一 般 行 政 職	大学卒	18万3700円	18万3700円
	高校卒	14万5600円	14万5600円
			総合職 18万6700円 一般職 18万2200円 15万6000円

(4) 職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
昭 島 市	一般行政職	42.3歳	31万3800円	41万200円
	技能労務職	56.6歳	31万9600円	38万9300円
東 京 都	一般行政職	41.9歳	31万5489円	46万3399円
	技能労務職	50.4歳	29万644円	39万3826円

※平均給与月額は、給料に職員手当を加えた平均月額です(期末・勤労手当を含みます)。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(給料のみの額/3年4月1日現在)

区 分	学 歴	経 験 年 数		
		10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大学卒	25万1908円	30万2936円	36万6180円
	高校卒	21万5600円	該当者なし	30万4533円
技 能 労 務 職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

(3年4月1日現在)

区分	等級	基準となる職務	職員数(人)	構成比
一 般 行 政 職 等	1級	主事	207	34.4%
	2級	主任	179	29.8%
	3級	係長	141	23.5%
	4級	課長	57	9.5%
	5級	部長	17	2.8%
技 能 労 務 職	1級	主事	0	
	2級	主任	28	73.7%
	3級	技能長	10	26.3%

※派遣職員を除くため、職層・職種別職員数とは数値が異なります。

(3) 特別休暇など

(3年4月1日現在)

種 類	付与日数・期間など	種 類	付与日数・期間など
公民権の行使	必要な時間	結 婚 休 暇	6日以内
夏 期 休 暇	7月1日～9月30日に5日以内	出 産 介 護 休 暇	2日以内
育 児 時 間	1日90分以内	家 族 介 護 休 暇	1～6か月(無給)
生 理 休 暇	必要と認められる日	骨 髄 提 供 休 暇	必要と認められる期間
産 前 及 び 産 後 の 休 養	出産の前後を通じて16週間以内(多胎妊娠の場合は23週間以内)	子 の 看 護 休 暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
妊娠中の女性職員の保健指導及び健康診査	妊娠23週まで＝4週間に1回 妊娠24～35週＝2週間に1回 妊娠36週～出産＝1週間に1回	短 期 の 介 護 休 暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
忌 引	区分により1～10日	介 護 時 間	1日を通じ2時間以内(無給)
		ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	5日以内
		災 害 事 故 休 暇	必要と認められる期間

職員の仕事・休業・処分 (2年度)

(1) 職員の勤務

種 類	許可件数
営利企業等の従事制限	1

※地方公務員法により営利企業などへの従事制限が課せられていますが、消防団の業務への従事を許可しました。

(2) 職員の休業

種 類	男	女	計
育児休業 (取得期間中は無給)	3	16	19
部分休業 (取得時間分を減額)	3	26	29

(3) 職員の分限・懲戒処分

職員が、一定の事由により職務をじゅうぶんに果たせない場合などに分限処分を、法令違反などの一定の義務違反をした場合に懲戒処分を行います。

区 分	件 数	
分 限 処 分	免 職	0
	休 職(病 気)	49
	降 任	0
	降 給	0
懲 戒 処 分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	0

職員の退職管理

▼2年度末に退職した職員(課長職以上)の再就職数(3年4月1日現在)

区 分	人 数
営利企業以外の法人、その他の団体	0
営利企業	0

職員の研修 (2年度)

▼庁内研修

区 分	回 数	人 数
職 層 別 研 修	7	108
特 別 研 修	6	149
そ の 他	11	100
合 計	24	357

▼派遣研修

(京都市町村民員研修所)

区 分	回 数	人 数
必 修 研 修	27	93
実 務 研 修	8	10
能 力 向 上 研 修	6	6
法 務 研 修	13	85
情 報 処 理 研 修	13	14
そ の 他	19	56
合 計	86	264

▼派遣研修(京都市町村民員研修所以外)

区 分	回 数	人 数
市 町 村 ア カ デ ミ ー	2	2
東 京 都 各 局 主 催 研 修	10	21
そ の 他	8	9
合 計	20	32

職員の福祉、利益の保護 (2年度)

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法に基づき、昭島市職員福利厚生会を設置し、文化的事業、体育的事業、会員家族事業など職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。

事業は、職員の会費及び市からの交付金(公費)などで運営されています。

▼職員福利厚生会への交付金

総 額	職員1人当たりの年額		公 費 率
	交 付 額 A	会 費 B	
581万8890円	8470円	1万3200円	39.1%

※交付対象人数は687人です(再任用職員分、水道事業会計職員分を含む)。

(2) 健康診断実施状況

種 類	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	516
特 殊 健 康 診 断	79
胃 検 診	61

(3) 公務災害などの認定件数

公務上・通勤途中の災害により負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

2年度の公務災害などは4件でした。

(4) 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

項 目	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	0
人事管理に関する苦情処理	0